

特許庁審査基準室 田村室長殿

審査基準専門委員会の点検ポイント

審査基準専門委員会
委員 野間口 有

第2回審査基準専門委員会の席上で話題になりました、審査基準の点検ポイントに追加する項目として、「周知技術の取扱」があります。この点についても議論されたら如何かと存じます。よろしく、お取り計らい下さいますようお願いいたします。

記

「周知技術の取扱」

1. 周知技術について、可能な限り周知慣用技術の具体例を摘示すべきか否か
2. 周知技術の適用について、根拠を明確に把握できるようにすべきか否か

【解説】

- ・ 1. は、第2回審査基準専門委員会の参考資料2の日本弁理士会の意見として、18頁「8. 周知慣用技術について」として記載されています。それによると下記審査基準の記載の「例示するまでもないときを除いて」を削除し、可能な限り文献を示すべきという意見です。
- ・ 2. は、同委員会の資料7の日本知的財産協会の意見として、4頁「2. 周知技術について」に記載されています。周知・慣用技術については、審査基準中の下記の記載の他、他の引用発明として用いる場合（審査基準第Ⅱ部 第2章 新規性・進歩性2.4(2)）、設計事項認定の根拠として用いる場合（同基準同章2.5(1)①の例1, 2)が記載されているが、これら周知技術として用いる根拠が明確に示されていない場合があり、疑義が生じる場合があるためです。

以上